

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の事業計画の変更認可(二十三件)……………一
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………六
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………六
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………八
……………(建設局河川部指導調整課)……………八
- 海岸保全区域の変更……………〇
……………(同)……………〇
- 優良映画等の推奨……………三
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 争議行為の予告……………三
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………三
……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………三
……………(同)……………三

正誤

告示

○平成二十七年十二月十四日付東京都公告……………四

●東京都告示第四百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十年建設省告示第四百三十六号八王子都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画下水道事業八王子市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十年四月十二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業立川市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十一年八月十一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分

使用の部分

昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号、昭和三十六年建設省告示第千三百三十八号、昭和四十六年東京都告示第百三十七号、昭和五十年東京都告示第百九号、昭和五十二年東京都告示第七百七十八号、昭和五十四年東京都告示第千八十五号、昭和五十五年東京都告示第七百二十八号、昭和五十七年東京都告示第四百六十九号、昭和六十年東京都告示第五百四十六号、昭和六十一年東京都告示第千二百一十一号、平成四年東京都告示第千五百五十六号、平成四年東京都告示第千九百三十三号及び平成二十五年東京都告示第千三百七十二号の事業地に、国立市青柳一丁目、青柳三丁目、泉一丁目、泉四丁目、大字谷保及び大字石田を加える。

●東京都告示第四百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十二年建設省告示第千四百八十号武蔵野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の

規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 武蔵野市

二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第三十三号の三鷹都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 三鷹市

二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画下水道事業三鷹市公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十五年一月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分

昭和三十五年建設省告示第三十三号、昭和三十七年建設省告示第三千八百八十九号、昭和三十八年建設省告示第二千六百六十号、昭和四十四年建設省告示第四百六十号、昭和四十五年東京都告示第六百八十六号及び平成十八年東京都告示第七百六十九号の事業地に三鷹市大沢六丁目を加える。

●東京都告示第四百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第二百二十三号青梅都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 青梅市

二 都市計画事業の種類及び名称 青梅都市計画下水道事業青梅市公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分

昭和四十八年東京都告示第二百二十三号、昭和五十二年東京都告示第五百四十号、昭和五十三年東京都告示第千三十八号、昭和五十六年東京都告示第八百九十二号、昭和五十九年東京都告示第三百三十三号、昭和六十一年東京都告示第二百八

十六号、平成三年東京都告示第三百三十四号、平成九年東京都告示第六百六十九号、平成十三年東京都告示第四百四十七号、平成十九年東京都告示第二百九十九号及び平成二十五年東京都告示第四十五号の事業地のうち、御岳山地区を加え、富岡一丁目、富岡二丁目、柚木町三丁目及び御岳二丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第四百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号府中市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 府中市

二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画下水道事業府中市公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十九年十月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百五十八号昭島都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 昭島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画下水道事業昭島市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十八年二月十二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

昭和四十八年東京都告示第百五十八号、昭和五十三年東京都告示第千六十七号、昭和五十七年東京都告示第九百四十三号及び平成二十五年東京都告示第千五百三十三号の事業地について昭島市美堀町三丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十二年建設省告示第四百四十号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画下水道事業調布市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十二年十二月九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十四年建設省告示第二千六百八十八号小金井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 小金井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画下水道事業小金井市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十四年五月二十日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十二年建設省告示第千四百八十四号日野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画下水道事業日野市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第九十六号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 東村山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東村山市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年二月七日から平成三十

三年三月三十一日まで
 四 事業地
 取用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第四百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十七年東京都告示第九十八号国分寺都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画下水道事業国分寺市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十七年二月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第三十五号の福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十八年三月二十二日
 東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第四百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十四年東京都告示第十二号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 福生市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業福生市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年二月七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第八十七号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画下水道事業狛江市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十四年十二月十九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第八十七号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 東大和市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業東大和市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年二月二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第八十七号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第千二百六号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 清瀬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業清瀬市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年十二月十三日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十三年建設省告示第千三百六十五号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 東久留米市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東久留米市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十三年十二月十六日から平成

三十二年三月三十一日まで
四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第千九百五十三号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 武蔵村山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業武蔵村山市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年九月十二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十年東京都告示第千二百七号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業多摩市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十年一月十三日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

●東京都告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十六年東京都告示第千九百九号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 稲城市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業稲城市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十六年十月十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第二百六十六号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 羽村市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業羽村市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第六十三号西東京都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 西東京市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画下水道事業西東京市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年一月十九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第三百八号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 日の出町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画下水道事業日の出町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
品川区東品川五丁目九番二、同番三 平成二十八年二月十八日
及び同番六
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第七百三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

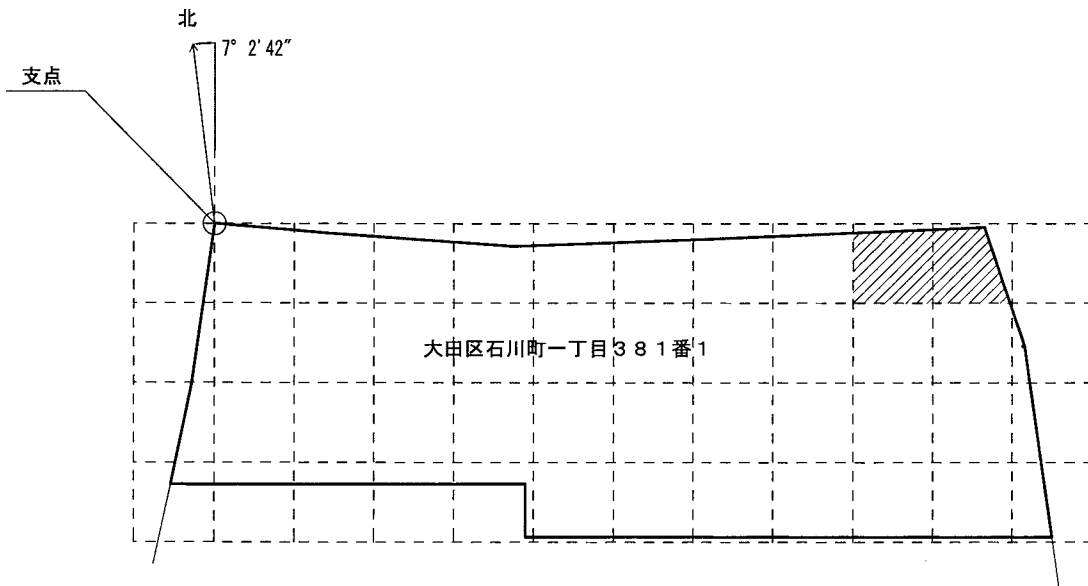
平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区石川町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びそ

の化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】
 支点は、大田区石川町一丁目381番1の最北端とする。

【格子の回転角度（7度2分42秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画線
 — 筆境界
 ▨ 指定を解除する区域
 □ 調査対象地

●東京都告示第五百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成三年東京都告示第二百二十号及び平成二十四年東京都告示第七百五十号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十八年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 区域の名称

青梅市千ヶ瀬町五丁目地区（3）

二 区域の範囲

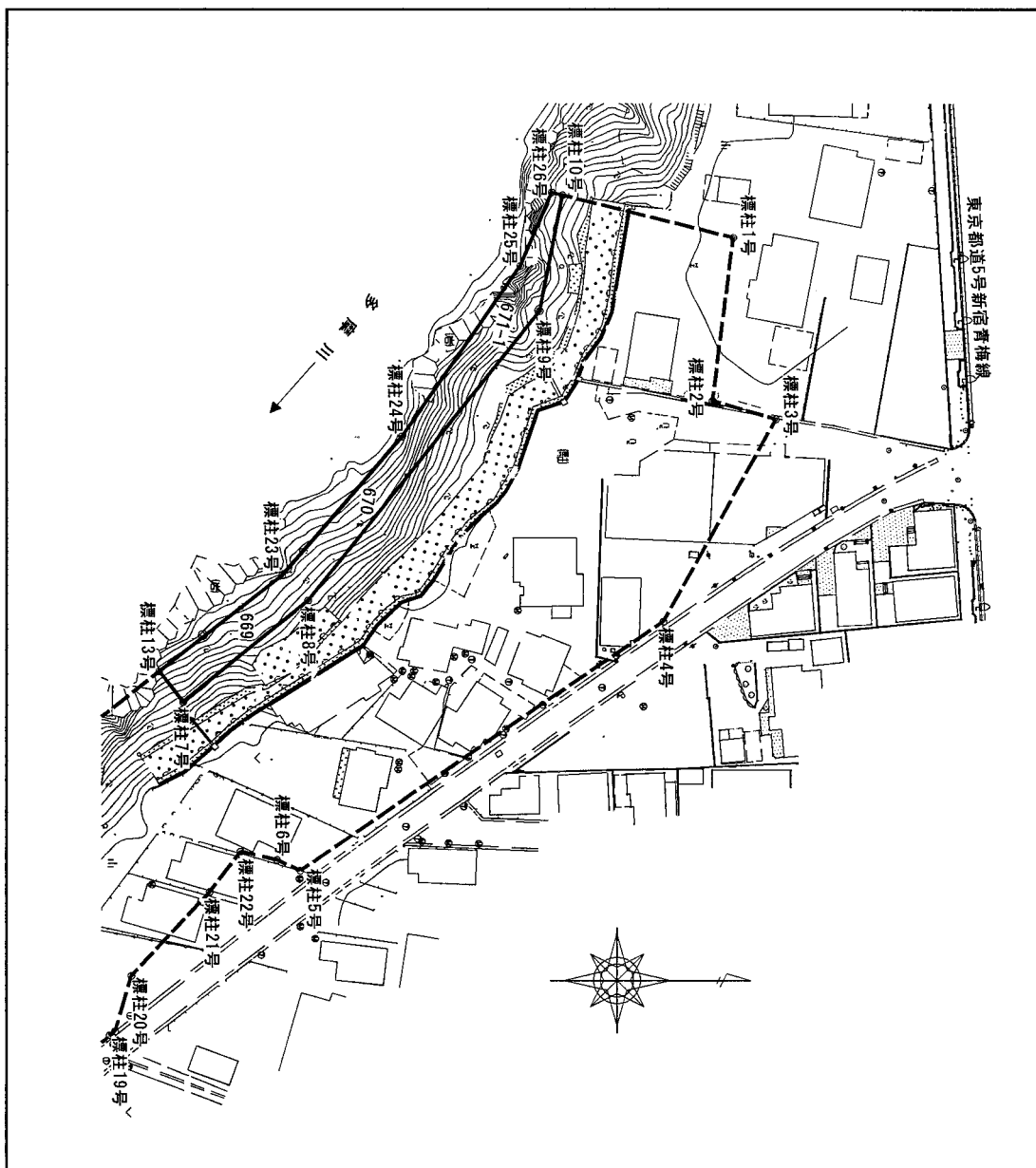
次に掲げる土地に存する標柱十三号、標柱二十三号から標柱二十六号及び標柱十号を順次結んだ線並びに平成三年東京都告示第二百二十号及び平成二十四年東京都告示第七百五十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

青梅市千ヶ瀬町五丁目

六六九番 十三号及び二十三号

六七〇番 二十四号

六七一番一 二十五号、二十六号及び十号



東京都青梅市千々瀬町五丁目地内

急傾斜地崩壊危険区域

青梅市千々瀬町五丁目地区 (3)

別 図

●東京都告示第五百十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、昭和三十四年東京都告示第千五百五十七号、昭和六十一年東京都告示第七百九十四号及び平成二十四年東京都告示第千二百三十五号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

この関係図書は、平成二十八年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都三宅支庁において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 海岸名

東京都伊豆諸島沿岸御蔵島御蔵海岸

二 変更後の海岸保全区域

次の各線で囲まれた陸域及び水域（別図のとおり）

イ線 御蔵島村里地内一般都道第二百二十三号二級基準点番号二百一（マイナス二十三万三千三百六十五・五三七メートル、マイナス二万二千五百十八・二五八メートル）より方向角四十三度三分一秒、延長四十七・七五七メートルを起点（河1）として、方向角二十九度一分四十七秒、延長百・八四九メートルの地点（河2）まで引いた線

ロ線 イ線の終点（河2）から四十度四十八分十九秒、延長九十九・二五二メートルの地点（河3）まで引いた線

ハ線 ロ線の終点（河3）から六十四度四十三分五十一秒、延長六十九・〇〇九メートルの地点（河4）まで引いた線

ニ線 ハ線の終点（河4）から百四十九度三十四分四十分、延長十四・八九八メートルの地点（河5）まで引いた線

ホ線 ニ線の終点（河5）から八十九度五十分五十七秒、延長十四・八〇三メートルの地点（河6）まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点（河6）から六十九度三十分三十五秒、延長八十六・五六五メートルの地点（河7）まで引いた線

ト線 ヘ線の終点（河7）から八十二度四十六分六秒、延長百メートルの地点（河8）まで引いた線

チ線 ト線の終点（河8）から七十二度六分二十一秒、延長九十九・九九九メートルの地点（河9）まで引いた線

リ線 チ線の終点（河9）から百二度三十五分二十四秒、延長七十メートルの地点（河10）まで引いた線

ヌ線 リ線の終点（河10）から五十八度三十三分十一秒、延長六十・〇〇一メートルの地点（河11）まで引いた線

ル線 ヌ線の終点（河11）から百五度二十九分四十八秒、延長五十メートルの地点（河12）まで引いた線

ヲ線 ル線の終点（河12）から二度五十八分〇秒、延長七十メートルの地点（河13）まで引いた線

ワ線 ヲ線の終点（河13）から三百四十九度四十五分三十九秒、延長七十・〇〇一メートルの地点（河14）まで引いた線

カ線 ワ線の終点（河14）から二百六十九度一分六秒、延長八十五メートルの地点（河15）まで引いた線

ヨ線 カ線の終点（河15）から二百五十七度四分五十九秒、延長八十三・三五一メートルの地点（河16）まで引いた線

タ線 ヨ線の終点（河16）から二百五十一度四十分五十六秒、延長百一・七四一メートルの地点（河17）まで引いた線

レ線 タ線の終点（河17）から二百五十四度九分三十五秒、延長百四・四五二メートルの地点（河18）まで引いた線

ソ線 レ線の終点（河18）から二百四十四度二十九分五

十秒、延長百五・八三一メートルの地点（河19）まで引いた線

ツ線 ソ線の終点（河19）から二百四十三度三十六分三十五秒、延長百十七・四九メートルの地点（河20）まで引いた線

ネ線 ツ線の終点（河20）から二百二十度四十八分十八秒、延長九十九・二五二メートルの地点（河21）まで引いた線

ナ線 ネ線の終点（河21）から二百九度十四分二十七秒、延長百一・八五三メートルの地点（河22）まで引いた線

ラ線 ナ線の終点（河22）から百三十九度七分三十二秒、延長七十・〇〇三メートルの地点（河1）まで引いた線

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四三七	映画	すれ違いのダイアリー・ブルアズ	ウイストン・プルーア、ジナー・オーストシ	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年三月二十二日から四月以内に東京都

産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称) ライフ東馬込店
- 二 店舗所在地 大田区東馬込二丁目五百六十四番
- 三 設置者名 株式会社NTT東日本プロパティーズ
- 四 設置者住所 新宿区西新宿三丁目二十番二号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション
- 六 新設をする日 平成二十八年十二月一日
- 七 店舗面積の合計 二千八百八十四平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十九台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側ほか 百七十三台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百三十六平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十一・九七立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三十分まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗南側

- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで
- 十七 届出日 平成二十八年三月四日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十八年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

白井運輸株式会社代表取締役白井護から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月九日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 事件 自治労・公共サービス清掃労働組合白井支部の争議行為に対抗する件
- 二 日時 平成二十八年三月二十三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地
 白井運輸株式会社 足立区鹿浜三丁目二十八番七号

四 種類
 事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十七年十二月二日	五二一七	株式会社丸直	杉並区井草五丁目九番九号	杉並区井草三丁目六番七号
同日	五〇五四	株式会社栗原設備	足立区大谷田五丁目三十一番五号	葛飾区水元三丁目四番三号
同日	四九五五	新栄設備	あきる野市雨間五百三十一番地十一	青梅市河辺町六丁目二五番地の五
平成二十七年十二月八日	四六九二	株式会社モリタケ工務店	中野区江原町二丁目二十番九号	中野区江原町三丁目十番十二号

同日 四三五九 株式会社みやび管工 練馬区大泉町五丁目十番一号

同日 五〇六九 英和設備 足立区島根二丁目三十三番十九号

同日 四五四三 有田谷区喜多見七丁目七番三三号

同日 〇五〇九 株式会社練馬区大泉町五丁目十番一号

平成二十七年十二月十五日 三七八二 東洋管工設備有限公司 板橋区仲町十四番十三号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十七年十二月九日	三二五九	株式会社久留米興業	川島和範	川島吉男
同日	二五九二	有限会社金沢工業	金澤光美	金澤鉄美
同日	三七八二	東洋管工	佐藤光司	佐藤安德

五日 〇三八三 株式会社並木工業 並木佑介 並木渉

同日 四二四三 株式会社ライフ・クリエイ ト 高木章 高木儀正

同日 〇〇七三 株式会社城口研究所 萩原秀樹 長南敏夫

同日 二六七七 株式会社菊崎住設 菊崎美代子 菊崎三治郎

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五三〇四	明誠工業株式会社	末竹英明	町田市下小山田町二千七百二十七番地十一
五三〇五	有限会社柳沢ビルサービス	柳沢基晴	足立区竹の塚三丁目四番二号

五三〇六 株式会社 皆川 里美 あきる野市平沢三百
 五三〇七 吉岡工務 吉岡 和利 渋谷区代々木四丁目
 五三〇八 オダワラ 小田原邦宏 府中市日新町四丁目
 五三〇九 株式会社 田畑 隆雄 目黒区祐天寺一丁目
 東翔設備 九番十二号

二 指定年月日
 平成二十八年一月二十一日

正 誤

○平成二十七年十二月十四日付東京都公告

ページ一段一行一 誤 正
 四 中 十一 糀谷駅前地区第 糀谷駅前地区市
 一種市街地再開 街地再開発組合
 発組合

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

